

## II 森林・林業人材育成加速化事業及び強い林業・木材産業構築緊急対策 事業種目別基準

メニュー	事業種目	採択基準	取組内容の評価基準
1 協議会の運営、調査・調整、計画作成、普及等	01 協議会の設立・運営 02 原木の安定生産・販売のための事業計画作成、需要開拓調査 03 原木の安定的な需給に必要な調査・分析及び需給コーディネート 04 その他事業実施に必要な事業	—	—
2 木材加工流通施設等整備	05 ストックポイント整備 06 間伐材等加工流通施設整備	本県産間伐材等の流通量若しくは加工量若しくは乾燥量（間伐材等利用量）の目標が、「新潟県森林・林業・木材産業振興プラン」に定める間伐材利用材積の目標数値の伸び率以上であること。※	増加量を事業費で除して求める施設の効率性
3 木造公共施設等整備	07 木造公共施設等整備	建築物については、以下の①②の両方を満たすものとする。 ①木造建築の場合、事業費当たりの国産材利用量が、29.0立方メートル／億円以上であること。 内装木質化の場合、内装工事延床面積1平方メートルあたり国産材利用量が、0.007立方メートル以上であること。 ②補助対象経費に係る木材使用のうち、一部に越後杉ブランドを使用しているものであって、かつ使用木材量のうち県産材の占める割合が60%以上であること。	以下の指標、費用対効果、事業計画書記載の木材利用の特徴などを加味した事業効果 ・県産材利用量（m <sup>3</sup> ） ・事業費あたり施設利用者增加数（人／千円） ・事業費あたり県産材利用量（m <sup>3</sup> ／億円） ・施設利用者数（延べ人／年）
4 木質バイオマス利用施設等整備	08 木質バイオマス加工流通施設等整備	事業主体の取組等について、市町村が策定するバイオマスタウン構想等に内容が盛り込まれ、地域での木質バイオマスの取組として位置づけられていることが望ましい。 木質バイオマス利用量の目標が県の目標数値の伸び率以上であること、又は未利用木質資源の利用促進に関する県の目標値達成に必要なことが明らかであること。 必要となる間伐材等の安定取引協定を締結すること。	以下の指標、費用対効果、事業計画書のバイオマス利用の取組などを考慮した事業効果 ・当該施設における、事業実施年度の翌年度から3年目の木質バイオマス使用量（m <sup>3</sup> ）